

平成30年度第1回新潟市障がい者施策審議会 会議録

【日 時】

平成30年8月30日（木）午前10時00分から午前12時00分

【場 所】

白山会館2階 胡蝶の間（新潟市中央区一番堀通町1-1）

【出席者】

<委 員>

有川会長、石川委員、富田委員、高井委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、本間委員、萩原委員、広岡委員

計11名（欠席委員：松永会長代理、多賀委員、熊谷委員、松井委員）

<関係課>

こども政策課、こども家庭課、こころの健康センター、学校支援課、
各区健康福祉課

<事務局>

福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員

【傍聴者】

2名

【目 次】

1. 開会・・・・・・・・・・ p 1
2. 福祉部長挨拶・・・・・・・・ p 2
3. 議事（1）（2）・・・・ p 4
4. 報告事項・・・・・・・・ p 28
5. その他・・・・・・・・ p 33

1. 開会

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

どうもお疲れ様です。では、ただいまから、平成 30 年度、第 1 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、審議会に出席いただきまして、どうもありがとうございます。私は、本日進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の佐藤と申します。よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、本日は当会議の今年度初回の会議となりますので、会議の公開および議事録の取り扱いについて、ご説明いたします。

まず会議の公開についてですが、本市の指針により、会議は原則として公開することとなっておりますので、この会議についても傍聴が可能となっております。

次に報道機関についてですが、報道機関による取材が入る場合がございます。

そして、会議の内容について、市の指針によりまして、議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっておりますので、よろしく願いいたします。

また、議事録作成のため、録音をご了承いただきますとともに、ご発言の際には、職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いいたします。

会議に入ります前に、会議資料、配布資料の確認をお願いいたします。初めに、事前にお送りしたものとして、

- ・本日の次第
 - ・出席者名簿
 - ・座席表
 - ・【資料 1】第 3 次新潟市障がい者計画 達成状況
 - ・【資料 2】第 4 期障がい福祉計画数値目標達成状況
 - ・【資料 3】第 4 期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について
 - ・【参考資料 1】新潟市障がい者施策審議会について
 - ・【参考資料 2】新潟市障がい者施策審議会条例
- となっております。

それと、本日机上配布したものとして

- ・「新潟市障がい者施策審議会に対する意見について」
- ・「共生のまちづくり条例に係る周知状況等について」
- ・「まちなかほっとショップについて」
- ・新潟市障がい者大運動会のチラシ
- ・「障がい者働きたいフェア新潟について」

以上 5 点があがっておるかと思えます。おそろいでしょうか。不足のものがありませんらお配りします。大丈夫でしょうか。

2. 福祉部長挨拶

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

それでは開会にあたりまして、福祉部三富部長よりごあいさつ申し上げます。

(福祉部三富部長)

皆さん、はじめまして。本年度から福祉部長を務めさせていただいております、三富と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

この夏、だいぶ酷暑ということで、厳しい夏ということで、この暑さには辟易としてまいりましたけど、最近になりまして、朝晩の風についても大変涼しいと感じております。

一方で、だんだん日照時間が短くなってきて、日暮れが早くなってきてということで、若干のもの悲しさを感じているところもありますけれども、来るべき秋をしっかり、実りの秋を楽しんでいきたいというふうを感じております。

皆様方におかれましては、昨年度、第5期の障がい福祉計画、それから第1期の障がい児福祉計画を、4回に渡りご議論いただきまして、大変ご尽力いただいた中で、しっかり計画策定を進めてまいりました。あらためまして、御礼を申し上げます。

計画はつくったあとが大事でございますので、その進行管理、進捗管理をしっかりやっていきたいと思っています。

本日、次第にございますように、議事内容には、平成27年度から32年度まで期間がございます。

第3次の障がい者計画の進捗状況の報告と、昨年度で終了いたしました、第4期の障がい福祉計画数値目標の達成状況について、報告させていただいて、ご審議いただきたいと考えております。

これからまた新たに今年度スタートをきる計画につきましては、またその都度、進捗状況を皆様方に報告していきながら、障がい福祉の大いなる前進を図っていききたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。失礼いたします。

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

では、続きまして、今年度から布施委員の後任として、当審議会の委員に就任されました、新潟公共職業安定所所長の、萩原委員のご紹介をさせていただきます。

一言ごあいさつをいただきたいと思ひます。

(萩原委員)

皆様、おはようございます。ハローワーク新潟の萩原と申します。今年度から担当しております。よろしくお願ひ申し上げます。

ハローワークでは、就労による自立ということで、支援を行っておるところでございます。

就労支援と、あとは定着支援ということ、雇用というところで、企業への指導ということを担当しておりますので、皆様方とも連携しながらやってまいるところでございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

ありがとうございました。次に、本日の委員の出席状況ですが、委員 15 名のうち、松永委員、多賀委員、熊谷委員、松井委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、11 名の委員の方々が出席されており、過半数を超えておりますので、この審議会が成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局につきましては、配布しました出席者名簿の裏をご覧くださいますと載っておりますこの体制で進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

3. 議事（１）第３次障がい者計画の進捗状況について 議事（２）第４期障がい福祉計画数値目標達成状況について

（司会：障がい福祉課佐藤課長補佐）

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからについては、有川会長に進行をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

（有川会長）

皆さん、おはようございます。本当に今年の夏は非常に暑くて、本当にどうなってしまふのだろうと不安にもなりましたが、ようやく少し落ち着いてきた感がありまして、少しはほっとはしているのですけれども、新潟は秋が短く、すぐ冬という感じもありますので、私ももの悲しさを感じている今日この頃です。

今日は、今年度第１回目の障がい者施策審議会になります。それでは、次第に従いまして、議事を進めさせていただきたいと思えます。

まず本日の時間配分ですが、次第をご覧ください。

３の「議事」については、（１）（２）を事務局から一括で説明していただき、質疑応答と合わせて、おおむね１時間ほどを予定しています。

なお、本日の終了時刻は１２時となっていますので、皆さんご協力をお願いいたします。それでは、事務局のほうからお願いいたします。

（事務局：障がい福祉課長浜課長）

私は、この４月から障がい福祉課長を務めさせていただいております、長浜と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

それでは、私から議事の（１）と（２）について、順番に各計画の進捗状況、達成状況について、ご説明をさせていただきます。資料は、順番に１、２、３と使ってまいりますので、ちょっと資料が、ご覧いただくとボリュームがあつて、説明にお時間がかかるかと思えますけれども、ご了承ください。

それでは初めに、議事の１ということで、「第３次障がい者計画の進捗状況について」、資料１をご覧ください。こちらの資料でございますが、平成２７年度から平成３２年度までを計画の期間としました、第３次障がい者計画の達成状況として、施策の方向性に対する、各年度の実績をまとめた資料ということになります。

この第３次障がい者計画は、取り組みの基本的な方向性を定めたものであり、数値目標というものは定めておりません。本市では、この方向性に沿って各種取り組みを実施しており、現状、おおむね計画どおりに進んでいると考えております。

ここでの説明につきましては、それぞれの施策の方向性に対しまして、平成２９年度にどのような取り組みを行ったか、一番右の欄になりますけれども、網かけしているような部分を中心に、かいつまんでご紹介をさせていただければと思っております。

この障がい福祉計画の内容は、非常に多岐に渡りまして、すべてをここで説明するというのは時間的に難しいため、ポイントとなる部分をご説明させていただきたいと思えます。それでは初めに、１ページからご覧下さい。

「１ 地域生活の支援」のうち、（１）「相談支援体制の充実」という項目におきまして

は、この1ページの①から、4ページ、5ページの⑦まで、相談窓口の運営や、関係機関の連携による、支援体制の充実などの取り組みを行ったところでございます。

まず①障がいのある人が、身近なところでいつでも相談や情報提供を受けやすい体制の整備というところでは、主に、市内4カ所に設置された障がい者基幹相談支援センターで、障がい者やその家族等へ、各種サービスの利用援助や情報提供等を総合的に行ったところでございます。

また、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」に基づく差別相談員も配置をしております、差別相談にも対応してまいりました。

それから、こころの健康センターでは、精神に障がいのある人やその家族等を対象として、精神疾患やストレスによる、さまざまな不安等に関する相談を実施いたしました。

続きまして、2ページ、3ページをご覧ください。

③、④発達障がい・強度行動障がいなどへの対応では、高次脳機能障害支援従事者研修会を実施いたしまして、高次脳機能障がいに関する基礎知識の普及や、関係者の支援ネットワークの構築を行ったところでございます。

また、強度行動障がい支援者養成研修への参加に係る費用の助成を行うとともに、実際に強度行動障がい者・児を支援する現場での研修の場を設けまして、適切に支援できる事業所および職員を増やし、強度行動障がい者・児、およびその家族が、安心して暮らせる環境を整えてきたところでございます。

続きまして、4ページをご覧ください。

⑤のひきこもりに関する支援では、新潟市ひきこもり相談支援センターにおいて、訪問等による相談支援を行い、長期間自宅に引きこもっている方の、社会参加を促進してまいりました。

続きまして、6ページから7ページにかけてになりますが、(2)「在宅サービスの充実」、こちらでは、居宅介護をはじめとする各サービスを供給するとともに、補装具費の支給や、日常生活用具の給付などを行い、在宅の障がい者のサービス向上を図ってきたところでございます。

続きまして、1ページ飛ばしまして、9ページ、10ページをご覧ください。

(3)「経済的な支援」では、特別障がい者手当や障がい児福祉手当など、各種手当の支給や、10ページになりますが、福祉タクシー利用助成など、移動にかかる費用の助成を行いました。

続きまして、11ページをご覧ください。

(4)「サービス基盤の充実」では、障がい者の地域生活における居住の場となるグループホームや短期入所等について、整備費用の補助を行い、サービス基盤の整備を図るとともに、入所系の施設等に、防犯カメラの設置費用を補助し、防犯対策の強化を図りました。

グループホームにつきましては、建物の賃借料に係る費用をはじめとした、各種経費の補助を行い、障がい者が地域で自立した生活を送るための支援を行いました。

また、入所待機者の解消に向け、待機者の実態把握の調査を行ったほか、精神障がい者の地域生活支援施設いこいの家に対しまして、運営費の補助を行い、精神障がい者の社会復帰および自立と社会参加の促進を図りました。

続きまして、少し飛びまして、15 ページをご覧ください。

(5)の「地域生活を支える人づくり」では、精神保健福祉に関する基礎・専門研修などを通じて、支援者・団体・サービス事業者のネットワークづくりをサポートしてきたところでございます。

続きまして、16 ページをご覧ください。

(6)「スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援」では、県内のアーティストを中心とした障がい者アートの作品展と、関連イベントなどを開催したほか、全国障害者スポーツ大会への選手派遣など、障がい者のスポーツ活動や、社会参加機会の確保に向けた取り組みを行いました。

続きまして、18 ページをご覧ください。

(7)「情報提供・コミュニケーション支援の充実」では、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、養成講習会の開催など、意思疎通の支援に関する事業を行いました。

1 ページ飛びまして、20 ページをご覧ください。

ここからは、大項目の2「保健・医療・福祉の充実」という項目になります。

(1)「障がいの予防と早期の気づき・早期の支援」では、障がい児支援コーディネーター連絡会を、定期的に開催し、関係機関と情報共有を図ったほか、乳幼児健康診査や心理相談指導等を実施し、早期の気づきや支援につなげたところでございます。

続きまして、22 ページをご覧ください。

(2)「医療およびリハビリテーションの充実」では、医療サービスを安心して受けられるよう、重度障がい者医療費助成（通称「マル障」）ですとか、自立支援医療（精神通院医療）などの各種医療費助成を実施したところでございます。

続きまして、24 ページをご覧ください。

(3)「精神保健と医療施策の推進」では、①精神科医療機関や障がい福祉サービス事業所等を含めた、実効性のある連絡体制の強化に向け、精神保健福祉や、高次脳機能障がいに関する専門研修を開催するとともに、新潟県高次脳機能障害相談支援センターや、関係機関と一緒に、取り組みを検討したところでございます。

また 25 ページの②自殺対策、こちらでは、自殺未遂者本人やその家族等に対して、電話、面接、訪問による支援や、関係機関との調整を行ったほか、③の、新たな長期入院者を生まない体制づくりでは、精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会を開催し、関係職員の人材育成と、関係機関のネットワークの構築に努めました。

続きまして、26 ページの④になりますが、依存症対策につきましては、アルコール・薬物依存の家族教室を開催し、アルコールや薬物の依存について、知識を深める取り組みを実施したところでございます。

続きまして、27 ページからでございますが、こちらからは、3「療育・教育の充実」という項目になります。

(1)「就学前療育の充実」では、①身近な地域で専門的療育が受けられるような体制の整備につきましては、市内4カ所の障がい者基幹相談支援センターに配置された、障がい児コーディネーターが、引き続き相談対応にあたったほか、発達支援コーディネーターの養成研修や療育教室を開催したところでございます。

また、28 ページの③保育所における療育体制の充実につきましては、本市の療育の中核

的機関であります、児童発達支援センターにおいて、巡回支援専門員が保育園等を巡回支援し、保育士や保護者に助言等を行う支援を実施いたしました。

次に、29 ページの(2)「学校教育の充実」では、①の個々の児童・生徒のニーズに応じた特別支援教育として、小・中学校の特別支援学級や通級指導教室など、多様な学びの場を整備いたしました。

続きまして、30 ページの⑥をご覧ください。

こちらにつきましては、入学支援ファイルの作成と働きかけ、一人ひとりの特性やニーズに応じた指導・支援のための、個別の教育支援計画の策定などに役立てたところでございます。

続きまして、32 ページをご覧ください。

ここからが、大項目の4「雇用促進と就労支援」という項目になります。

こちらの(1)「雇用促進と一般就労の支援」として、①障がい者就業支援センター「こあサポート」において、一人ひとりの障がい特性に応じた、相談から定着までの一貫した伴走型支援を、関係機関と連携して実施いたしました。

そのほかにも、33 ページの②障がい者雇用を行う企業等の支援といたしまして、『障がい者雇用にいがた企業探訪』の発行や、34 ページの③になりますが、障がい者雇用支援企業ネットワーク「みつばち」と連携したセミナーなどを開催したところでございます。

そして④では、農業など、本市の特性を生かした職域の拡大として、「あぐりサポートセンター」による農家と障がい者のマッチングや、施設外就農を委託した農家への委託費用の助成、農福連携に向けた取り組みを行いました。

また、農福連携セミナーなども開催をいたしまして、周知啓発や課題解決に努めてきたところでございます。

続きまして、35 ページになります。

(2)「福祉施設等への就労の支援」では、授産製品の共同販売を行う「まちなかほっとショップ」を活用し、障がい者の工賃の向上や、障がいへの理解促進を図るとともに、市役所の各課に対しまして、物品等を調達する際に、障がい者施設や、障がい者を多数雇用している事業所から、優先的に調達するよう働きかけを行ったところでございます。

少し飛びまして、41 ページをご覧ください。

こちらが大項目の6「障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」に関する項目になります。

ここでの取り組みといたしましては、まず「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の制定というものが、これまでの大きな成果であり、各種イベントや研修を通じて、この条例の周知啓発に力を入れてきたところでございます。

43 ページの(2)「権利擁護の推進」といたしましては、障がい者基幹相談支援センターによる差別の相談対応や、成年後見制度の利用促進、障がい者虐待防止センターによる虐待防止事業を推進し、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための取り組みを行ってきたところでございます。

ちょっとボリュームが多かったので、走りばしりになりましたけれども、第3次障がい者計画の実施状況の概要については、以上でございます。

続きまして、議事の（２）「第４期障がい福祉計画数値目標の達成状況」についてご説明いたします。

資料の２をご覧ください。

今日、資料２の１ページ目だけ差し替えということで、新しいものが配布されているかと思えますけれども、前回の資料と比べて変わった点だけ一応お話をさせていただきますと、修正があった点は、１の（２）の実績の、**28年度の数値が、8人**というのが正しいということで、新しい資料では**28年度が8人**というふうになっているかと思えます。

それに合わせまして、②の割合も変わってきまして、割合は記載の通り**1.3パーセント**というのが正しい数値になります。

それにともなって、その次のグラフの**28年度の実績のところ**が、若干修正されている点と、最後③の施設入所者数の推移の**29年度の数値が、新しく変わって615人**が正しいということになります。

ですので、まずは資料２を順番にご覧いただければと思います。

この第４期障がい福祉計画では、**5つの数値目標を設定**しておりました。

1つ目は、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」ということになります。

こちらにつきましては、国の指針に従いまして、平成**25年度末の施設入所者数627人**を基準として、平成**29年度末**までに、その**22パーセントにあたる139人**を、地域生活に移行させることを目標としておりましたが、（２）の実績を見てもらえばわかるように、**27年度からの累計の数値では、実際の地域生活移行者数は28人**ということになりまして、目標を達成することはできなかったということになります。

この施設入所者の地域生活移行につきましては、先ほどの第3次障がい者計画でも説明したとおり、居住の場となるグループホームの整備に特に力を入れまして、ここ数年で受け入れ可能な定員数もかなり拡大はしておりますが、施設入所者の高齢化ですとか、障がいの重度化が進んでいることから、なかなか地域移行につながらなかったというところでございます。

今後も、より重度の障がい者のグループホームの整備を促進していくなど、地域生活を送るうえでの受け皿づくりに、しっかりと努めていくとともに、地域生活への移行に向けた相談や、地域で利用する福祉サービスの調整を行うなど、円滑な移行を支えるコーディネート機能の充実につきましても、図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして資料２の、今のページの裏面になりますが、**2ページ**をご覧ください。

数値目標の**2つ目**は、「地域生活支援拠点の整備」でございます。

この目標は、平成**29年度末**までに、地域生活支援拠点を、少なくとも**1カ所**整備するというものでございますが、本市におきましては、既存の事業所が持つ機能を有機的に連携させることで、この整備を行ったところでございます。

今後は、障がいのある人の高齢化、それから重度化というものを見据えまして、必要に応じて、この地域生活支援拠点等の機能を強化していきたいと考えております。

それから**3つ目**の数値目標でございますが、こちら「福祉施設から一般就労の移行」という項目になります。

これは、平成**29年度**の一般就労移行者を、**123人**にするということを目指しておりまして、平成**24年度**の一般就労移行者**61人**の**2倍以上**にするという考えで、設定をした

ところでございます。

実績といたしましては、平成 27 年度が 116 人、平成 28 年度が 140 人、平成 29 年度が 130 人となり、目標を達成できたと考えております。

今後も、この就労移行支援事業所の利用促進を図るとともに、障がい者就業支援センター「こあサポート」による就職のマッチングから定着支援を行うことで、障がいのある方が適性に合った職業で、長く働けるように努めていきたいと考えております。

また、企業に対しましても、障がいのある人の就労能力や合理的配慮について、正しい理解の促進を図りまして、障がい者雇用に取り組む企業を PR し、障がいのある人の就労機会の拡大につなげてまいります。

次に、3 ページをご覧ください。

4 つ目の数値目標「就労移行支援事業の利用者数」でございます。

こちらは、平成 29 年度の就労移行支援事業の利用者数を 265 人とするということを目標としたもので、平成 25 年度の実績 164 人を基準として、6 割以上増加させるという考え方で設定したものでございます。

実績といたしましては、平成 27 年度が 174 人、平成 28 年度が 154 人、平成 29 年度が 176 人となりまして、目標を達成することは、残念ながらできなかったというところでございます。

要因といたしましては、雇用契約に基づいて利用する、就労継続支援 A 型事業所が増えたことや、障がい者就業支援センターの利用など、利用者の選択肢が増えたということが挙げられると考えております。

今後につきましては、企業への一般就労につながる就労移行支援事業所のメリットというものを、利用者や相談機関などへ周知を図っていききたいと考えております。

それから最後のページになりますが、4 ページをご覧ください。

5 つ目の数値目標で「就労移行率 3 割以上の事業所の割合」という目標でございます。

こちらは、平成 29 年度において、就労移行支援を行う事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所の割合を、50 パーセントにするというものでございます。

実績といたしましては、平成 27 年度が 57.1 パーセント、平成 28 年度が 52.4 パーセントと、この 2 カ年につきましては、目標の 50 パーセント台を維持していたのですが、平成 29 年度につきましては、34.8 パーセントということで、目標を下回ってしまったというところでございます。

この平成 29 年度につきましては、多くの就労移行支援事業所で定員割れが起きておりまして、就労移行率が伸び悩んだというところでございます。

今後は、就労移行支援の利用促進を図るとともに、関係機関と連携をして、この就労移行支援事業所の支援員のスキル向上に向けて、研修機会の充実を図ってまいりたいと考えております。

障がい福祉計画の数値目標達成状況については、以上になります。

続きまして、「第 4 期障がい福祉計画のサービス見込み量に対する実績について」、ご説明をさせていただきます。

こちら、資料の 3 をご覧ください。

この第4期障がい福祉計画では、今ほどご説明いたしました5つの数値目標のほか、62の項目の、各種サービスについて、サービス提供の見込み量というものを、各年度ごとに設定をしたところでございます。

この資料3の表の中でご覧いただきたいところは、右から3つ目の列、「達成状況に応じて1～5の数字を入力」と表に書いてある列でございます。

ここは、設定した見込み量に対して、29年度の実績として、どの程度達成できたかというのを、5段階の評価で表した欄になります。

数字の5というものは、100パーセント以上達成したもの、4というのが、80～100パーセントの間の達成率になっているもの。3というのが、60～80パーセント。2が60パーセント未満。1は、その他として、特殊な状況にあるということを表したところになります。

全部で62項目あるので、1つひとつすべてを説明できないのですが、62の項目のうち、達成状況5のもの、100パーセント以上達成したものというのは、62のうち27でございます。

それから達成状況が4、80パーセントから100パーセントという、達成状況4のものは、16サービスでございます。

ですので、全体の約70パーセントに相当する43のサービスについては、設定した見込み量を、おおむね提供できていると考えております。

設定した見込み量を達成できなかったもの、残り全体の約30パーセントのうち、主なサービスの状況についてご説明をさせていただきます。

まず初めに、1ページの、上から5つの事業は、訪問系のサービスということになりますが、見ていただければおわかりのとおり、全体的に達成状況が低くなっているという状況でございます。

こちらにつきましては、ヘルパー人材の確保ですとか、利用者のニーズに応じた事業所の確保が課題だと考えております。

達成状況1となっている「重度障がい者等包括支援」につきましては、実施している事業者がないという状況でございますので、達成状況「その他」ということになっておりますけれども、現在はほかのサービスを組み合わせて、対応しているという状況でございます。

それからこの1ページの下から2番目の、「短期入所（医療型）」というサービスにつきましては、実施できる事業所が、病院等の医療機関に限られるということもございまして、利用者ニーズに応じた事業所の確保が難しいというのが、課題となっております。

続きまして、2ページをご覧ください。

2ページの上から2つ目の「就労移行支援」の達成状況が3となっておりますが、こちらは先ほどもご説明させていただいたとおり、就労継続支援A型事業所の増加や、他の就労支援機関など、利用者の選択肢が増えたということで、このサービス利用者が増えなかったものと考えておりますので、利用者の就労ニーズに応じた事業所の確保というものが、必要だというふうになっております。

続きまして、3ページになります。

3ページの下から4段目の「保育所等訪問支援」の達成状況が1となっておりますが、

こちら現在実施する事業所がないという状況でございます。

国におきましても、今後推進していくという考えを示しておりますので、今後サービス提供のあり方も含めて、検討していく必要があると考えているところでございます。

続きまして5ページになります。

下から4段目の「要約筆記者養成研修事業」、こちら達成状況3ということになっておりますけれども、現在登録している奉仕員に対して、研修会を実施するなど、より高度な技術を有する要約筆記者の養成を進めていきたいと考えているところでございます。

それから6ページ、最後のページになります。

下から4段目の「福祉ホーム事業」ですが、これまで市内で1カ所だけ残っていた事業所の廃止に伴いまして、今後はグループホームが、居住を求める障がい者に対しての受け皿ということになってまいります。

以上、達成状況が低いもののうち、主なものについて説明をさせていただきました。

長時間に渡り、説明の量も多かったので、省いたところもかなりあるという状況で、非常にわかりづらい部分もあったかと思いますが、議事の(1)および(2)の説明については、以上になります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より、第3次障がい者計画の達成状況と、第4期障がい福祉計画の数値目標についての説明がありましたが、皆さんのほうで何かご質問やご意見等はございますか。

はい、では富田委員。

(富田委員)

新潟地区手をつなぐ育成会の富田です。よろしく申し上げます。私から意見したいことは、4点あります。

まずは、資料1の11ページ12ページ辺りのグループホームについてです。

昨年度の第1回障がい者施策審議会でもお伝えしたのですが、グループホームの入所者の中での、区分5、6の方の割合について、去年お伝えしたのが、9.5～9.6パーセントだったのですが、また今年も、数字をいただいて計算したところ、438人入った中で、38人が区分5、6の方で、割合でいうと8.67パーセントになっていて、ちょっと下がっているのです、これはどうしたものかなというふうに思った点が1点目です。

あと2点目は、20ページ、21ページ辺りにあたると思うのですが、医療のことです。

医療と強度行動障がいのことについて、あまり載っていないようですが、去年も言ったのですが、やはり強度行動障がい児が、夜中といいますか、家でずっと親に暴力をふるっている。児童相談所に相談しても、子どもが虐待を受けているわけじゃないから、何も動いてくれない。「親がいるのだから大丈夫でしょう」と言われて、親は何も隠れることができない。兄弟がいる場合は、その兄弟の方は児童相談所で見ますが、強度障がい児のことは見てくれないし、親のこともまったく関せずということなので、そういったシェルター的な病院を、新潟市にもぜひつくっていただくと助かります。

もう毎日毎日暴力を受けているので、次の朝にやっと学校へ行ったと思っても、親はも

うノイローゼのようになっていて、部屋の掃除をする気にもならないのですよね。そんな毎日で、新しい支援を考えようなんて気力はまったく起きないので、ちょっと一次的に離すことによって、家族も休息が来て、本人に合った支援・環境に整えてから子どもを受け入れて、乗り越えられるという家族もあると思いますので、ぜひそういったところを考えていただきたいと思います。

そして3点目は、29ページ辺りになると思うのですが、学校教育に関してです。

この障がい者施策審議会にあたり、昨日ちょっと（新潟市立）東特別支援学校の関係者の方に、「どんな状況ですか」なんて聞いたのですが、教頭先生が若い方になって、すごく校風が変わったと、いい雰囲気になってきたということを知ったので、すごくよかったなと思っているのですが、やはりちょっと専門性が足りない先生がいるというのは、あるかなとおっしゃっていました。

例えば3月まで普通の学校にいらっしゃって、4月に特別支援学校に来た先生でも、保護者のほうはプロだと思って見るわけです。

普通の教育と特別支援教育というのは違うものなのに、みんな一緒に体育館へ行きましょう、みんな一緒に給食を食べましょう、というノリだと、それぞれの特性があって難しいのでパニックを起こしてしまう。一人ひとりに合った環境を整えてくださるような、専門性の高い先生をこれからまた育成していただけるようお願いいたします。

そして最後に、31ページ辺りの日中一時支援についてですが、やはり今、高校生あたりの方は、事業所に入ったあとの、大人の放課後ですけれども、そこがすごく心配だ、心配だという声を聞きます。

日中一時支援が、事業所が増えれば一番いいのですけれども、それが難しいようでしたら、生活介護が3時に終わるところを、例えばそこで6時まで見てもらえるとか、いとおくつけるのは難しいのかもしれないですが、何か別の新しいアイデアなどがありましたら大変助かります。以上です。

（有川会長）

はい、ありがとうございます。今4点ほどご意見等ありましたが、事務局いかがでしょうか。

（事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長）

富田委員、ありがとうございます。

障がい福祉課介護給付係の係長をしている杉本と申しますが、よろしく願いいたします。

まず、回答の中で不備なところをご指摘ください。

グループホームにつきましては、区分5と6ということで、下がっているという部分はあるというのは、こちらのほうで承知しているところです。

そのため、昨日も課長と私で、新潟地区グループホームづくり検討会が開催する、強度のグループホームの研修に出てきました。

その辺も含めて、今後の研究になるのですが、本市としましては、強度行動・重心の日中の居場所、もしくは、いわゆるグループホームとか生活介護とか、日中の居場所の部分

につきましては、基本的に施設整備補助で補助して、手を挙げてくださる事業所様がいれば、積極的に補助金を出していこうという方針でありますし、昨年度もこちらのほうからも、具体的な名前を出してあれですけども、十字園様とか、重い方の生活介護の場所でちょっとやりたいということがあったので、私どものほうから出向いて定員を増やしていただいたこともありますので、今後も本市の立場としましては、強度行動・重心というところの施設整備については、それ以外のプラスの市単等も含めて、研究検討していこうと思っていますところでは、

2つ目の、医療のところですけども、申し訳ないですが、昨年も何回かお伝えしたと思うのですが、こちらのほうから直接の担当ではない部分はあるのですが、恐らく、ちょっと調べたところによると、本市で医療というと、地域医療推進課になります。

地域医療推進課のほうは、私どもの医療的ケア児というところに対応しておりますので、そちらのほうでちょっとまた確認というか、本市全体でそういうご希望や要望、ニーズが高いという部分は伝えておきますが、こういうのはいろんなチャンネルから要望というか、依頼したほうがいいと思うので、できたら、富田委員からも確認していただくと大変助かりますし、前進するのかなと思います。

3番目は飛ばさせていただいて、学校支援課に答えていただきますので、4番目になりますが、こちらは全国的に問題となっていて、実は昨日、自立支援協議会の運営事務局会議で検討になって、今、北区で、いわゆる2時間問題といいますか、放課後問題をちょっと研究・検討しておりますして、その点も含めて、挙がってきたら、本市全体での自立支援協議会でもんでおりますので、自立支援協議会は広岡委員も出ていただいておりますが、いろいろ研究・検討していただければと思うところです。

貴重なご意見ありがとうございました。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

お願いします。学校支援課岡田です。本日は齋藤総括が所用で欠席のため、代わりに回答させていただきます。

(新潟市立) 東特別支援学校の校風が変わっていい雰囲気になったということで、よかったかなと思っています。

専門性の問題については、おっしゃるとおり、また新潟県との権限委譲もありまして、職員の異動の問題もございます。

あと(新潟市立) 東特別支援学校も西特別支援学校も、新採用者がおりますので、どうしても新採用の方々の力量が少し足りない部分もあるかなと思っています。

当課としても、毎年各特別支援学校を訪問しておりますので、今ご指摘を受けた専門性の未熟さについて、もし見受けられるようなことがありましたら、その都度学校に指導していきたいと思っておりますし、必要に応じて、継続的に入っていくということは考えておりますので、専門性の拠点になって、またそのあと先生方が次の異動先で、各小中学校の特別支援学級の担任になったときにも、また力量が発揮できるようなシステムづくりを検討していきたいと思っております。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。富田委員、よろしいですか。

(富田委員)

では、具体的に動くために今後、部会とかをつくる予定はありますでしょうか。

(有川会長)

すいません、どの質問についてですか。

(富田委員)

それぞれ、やはり日中一時支援の問題とか。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

部会というと大きいのですが、実は、自立支援協議会で今年度、療育支援班、相談支援班、権利擁護、地域移行班という、班を4つつくりました。

その中でもやりますし、今の2時間問題につきましても、場合によってはといたしますか、部会というと、申し訳ないですが、少し重くなって、自立支援協議会で決裁や了解などを得ないと先に進めないものですから、そうではなくて、フレキシブルに動ける班体制というのは不可能ではないと思いますので、検討の余地はあります。

(有川会長)

学校支援課はよろしいですか。今の質問。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

専門性については、部会というよりは、当課で指導、または確認していきたいと思えます。

(富田委員)

グループホームの話ですが、区分5、6の方を見るのに、やはりスタッフの人数が問題だと思うので、人を増やすような具体策のようなものがあるといいなと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

こちら、新潟太陽福祉会の菊地様もいらっしゃっているのですが、わかるかと思うのですが、その部分につきましても、もちろん人数が1人で見られるわけがありませんので、市単というところで補助金をつけさせていただいているところです。

当該補助事業は補助開始から3年までということで、昨年度で終わる予定でしたが、今年度も引き続き更に3年間続けさせていただいているところですので、まずお金の部分では、そちらのほうを極力続けていこうと思いますし、あと富田委員がおっしゃりたい、人というところにつきましても、介護分野全体に通じまして、人が足りないという部分は

あるんですね。

あとは、区分5、6の方を見られる方となると、中堅、30歳、35歳、ベテランの方になるので、またその辺が事業所様の努力というか、そういう部分にかかってこようと思う部分もありますので、基本的に障がい分野より介護分野のほうが、今、人というところでの雇用が難しい、直面しているというのは聞いておりますので、介護分野のほうと協力しながら、保育も含めてですけれども、介護分野についての人については、福祉部全体で対応していくことなのかなと思います。

あとグループホームの職員数につきましては、市単でできる部分、あとは人を雇うというところにつきましては、事業者様と協力していくということになると思いますが、よろしくをお願いします。

(富田委員)

なるべく、教育委員会と連携できるかなとか、やはり障がい者と触れ合うことが少ないと、将来も考えないところありますよね。なので、なるべく小学校と特別支援学校と触れ合う、やってらっしゃるところもたくさんあると思うのですが、あと例えば大学でも、福祉事業所にボランティアへ行くと単位がもらえるとか、そういうふうな感じで、どんどん新しいアイデアを考えて、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。私のほう、今のお話で関連することで、1点お伺いしたいのですが、今人の話が出ていて、専門性というところが多分キーになってきているところだと思います。そこで、それぞれのところで、専門性を高めていくというところではご苦労されていることだとは思いますが、学校のほうで、特別支援学校教諭免許状の所有率は、大体全国でも70パーセントぐらいだと言われているのですが、新潟市の現状はどういった状況ですか。もし今数字があるようでしたら、教えていただきたいと思います。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

申し訳ないです、ちょっと資料はないんですけども、なるべく取るようにというのは指導しているのですが、今、特別支援教諭免許状のない方が、小・中学校の特別支援学級を持っているケースは多いと思います。

ただ、特別支援学校については採用の段階で、特別支援教諭免許状のある者が出願の資格となっている特別支援学校教諭の枠からの採用ですので、特別支援学校の新採用については、持っていない職員はおりません。

今後の採用については、免許を持っている者が採用されるのですが、小学校の中で特別支援学級を担当する職員は、持ってない方はいるということです。

ちょっと数を示すことができないのですが、申し訳ありません。

【後日確認結果】

特別支援学校教諭免許状の所有率は、特別支援学校では75.4%。所有していない職員は、退職間近の職員以外、すべて免許状取得の講習などを受けている最中。

(有川会長)

数的に言うと、100 ではないのはわかりますが、その辺を、今後どうやって、今実際に採用していくほうはそれでいいと思うんですね。

そうなるはずなのですが、現状の実際に教員として、特別支援学校で仕事をしながら、特別支援学校教諭免許状を持っていないという、そうしたケースについて、今後どうしていくのかということと、あとは合わせて今後、市でも教員の人材を考えていったときに、異動の問題がいろいろ出てきていて、通常学級での授業というだけではなくてというところで見れば、やはり免許はできるだけ多くの教員が持っているにこしたことはないと思うのですが、そうしたことに対しての計画のようなものがあれば教えてください。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

免許については、本当に検討していかなければいけないと思っているのですが、採用の段階では、通常の学校においても特別支援学校教諭免許状の所有状況については把握をすることはできます。

今、採用されている職員については、特別支援学級を担任してから取る方もいます。

何年間特別支援学級担当するかという見通しが学校から伝えられていないので、なかなか取るかどうかということについて、多分キャリアの中で悩まれているのだと思います。

現状としては、管理職が集う会の中では、取るようには勧めているのですが、免許については、まだその程度で止まっているということです。

研修については、総合教育センター等と連携しながら、新採用者や特別支援学級の新担当者に対しては、時間を多めに研修を行っているというのが現状です。

(有川会長)

ありがとうございました。国も基本的には、達成できるかどうかは別として、100 を目指すと言っていますので、できるだけその辺りのことも、具体的な計画等を立てていただければと思っています。

ほかいかがでしょうか。はい、広岡委員。

(広岡委員)

今ほどの富田委員からの、4つ目の日中一時支援の充実とか、その辺に関してなのですが、自立支援協議会の、北区のほうからも、その点に関しては挙がっておりまして、児童生徒のときは放課後等デイサービスが午後6時ぐらいまでであるのに、大人になると、一気にそのところがなくなってしまうという、以前にもお話があったとおり、その部分は北区のほうから自立支援協議会に挙がっております、いったんその辺の検討をして、北区には今現在差し戻してはいるのですが、本当におっしゃるとおり、生活介護等に入ってしまうと、もう3時、3時半、遅くても4時ぐらいでしょうか。そのところで非常に保護者の、特に母親の負担が大きくなるというところは認識しておりますので、何とかやはり生活介護の事業所も、非常に送迎だとかいろんなことで時間を取られておりますので、やはり地域生活支援事業の日中一時支援で、もっともっとうん頑張つて、受け入れられるような体制をとるのか、もうちょっと自立支援協議会でも踏み込んだ議論をこれからもしてい

きたいと思いますので、そこのところ、先ほどの、今部会等々ということもご意見いただいております。

去年にその辺も話しまして、障がい者基幹相談支援センターの所が中心となって、今4つの強化班、相談支援強化班ですとか権利擁護、地域移行、それから療育支援班、班をつくって、その中でもんでもらっています。

その中でまた挙げていただければ、もんでいって、いい政策ができるような形で、自立支援協議会も協力していきたいと思っておりますので、どうぞ各区の自立支援協議会にも挙げていただければと思っております。以上です。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

にいがた温もりの会の高井です。よろしくお願いいたします。

ちょうど通級指導教室の話が出たので、私から1つ、公立の小中学校における、困ったことがある子どもさんにとって、通級指導教室が絶対的に足りないのではないかというふうに、数年前から思っているのですが、通級学級を増やされる方向なのかどうかを聞かせてください。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

はい。現状では、今のままで足りないということは、実際の話の中では聞こえてこなかったもので、特に増やすところは検討しておりません。

(高井委員)

すいません、私的なところで、私の子どもなのですが、4年前に、もういっぱい入れないと、申請しても無理ですよと、特別支援学級の先生に、申請するのをあきらめたほうがいいんじゃないかですか、というような話をいただいたところです。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

現在ちょうど夏休みなので、来年度の通級も含めた就学支援委員会が行われているところなのですが、今の段階で各学級の中で、定員オーバーするようなところは、確認していないので、現状としては増やす予定はないということによろしいでしょうか。

(高井委員)

聞いている話とずいぶん違うので、今驚いてがっかりしております。

もし通級に行けたとしても、1週間に1回も行けないと、数週間に1回しか行けないですよ、というようなことも聞いたのですが、定員がいっぱいで、という説明でした。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

すみません、私の確認が不十分なのかもしれませんが、もちろん週に1回ですので、い

ろいろな行事があると行けなくなったりするというのは事実かなと思います。

あと通常の学級の中でも、特別支援ができるようにということで、当課としては、計画訪問ということで、各学校に2年に1回は必ず行くようにして、支援体制の確認をしています。

その多いというような話も、具体的に聞こえてきてなかったものですから。

(有川会長)

今のお話は、希望の実態の話と、実際の設置の話という希望としての話、要するに親御さんたちの希望というものと、実際に学校支援課に挙がってくる希望というのが、必ずしも同じじゃない可能性というのはないでしょうか。

どういうことかというところ、親御さんの的には、何となくそういう話をされてしまえば、じゃあ使えないのかなというところで、話が止まってしまう可能性もあると思います。

だから実際に親御さんたちの希望が、どこまでダイレクトに届いているのかというところだと思うのですが、そういう仕組み上の何か問題というのはないのでしょうか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

そういうご指摘があると、そういうところは、もしかすると情報の伝え不足はあるかもしれません。

ただ通級指導教室については、正式に通わなくても、教育相談という形で、通級とつながることはできるので、ニーズがあれば、まずそこに相談に行ってみるというのも、1つなのかなと思います。

そのニーズについて、どういうふう^{そご}に齟齬があるかというのは把握していないので、何とも言えないのですが。

(有川会長)

ありがとうございます。その辺りのところを、一度教えていただければと思います。ほかにはいかがでしょうか。本間委員。

(本間委員)

障がい者基幹相談支援センター秋葉の本間です。よろしくお願いたします。私から1点質問させていただきます。

資料1の30ページの⑥の、入学支援ファイルのことについて、お伺いしたいと思います。

ここに数字の実績としまして、331人とか、昨年度は446人って、どんどん増えていて、すごく活用されていて、とてもいいなと思っています。

私たちも支援するうえで、入学支援ファイルを保護者の方から持ってきていただけると、とても参考になって、支援にとっても役立つので、ものすごくいいツールだなと思っています。

ただ、これが本当にどのぐらいの人に配られて、どのぐらいの人が実際作成し、どのぐらいの方が学校のほうに提出しているのか、数字的なところを聞きたいと思いました。

それと、小学校の間はそこが共有されていると思うのですが、中学校に入学するとき、これは確実に引き継ぎはきちんとされているのかというところを、お聞きしたいと思いました。お願いいたします。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

今はちょうど夏休みです。就学相談会を各区で行っております。

この入学支援ファイルというのは、どちらかというと、新しく小学校1年生に入学するお子様が、園から学校につながるということで教育の場が変わりますので、今までの支援の様子等を伝えるために、書いていただいている内容になっています。

園から学校に入るときに、特別支援学校を就学先に選ばれる方については、確実にその学校にお渡しいただくように言っています。多分これは100パーセントになります。

特別支援学級に行く方についても、同様だと思います。

それ以外に、就学相談会へ相談には来たんですけども通常の学校で教育を受ける、という方もおります。

その方については、強制ではないのですが、支援について必要な情報、支援の内容を、また連携している場所をお伝えくださいということで、就学相談会に来た保護者には、全員お渡ししています。

なので、就学相談会に来ていない方は、もらっていないということになります。

ただ、今、園のほうも、いろんなご心配のある方については、教育委員会で行う就学相談会に足を運んだらということで、足を運んでいただけますので、そのときにいらっしゃる方には、全員渡しているというのが現状です。

中学校に上がる場合は、入学支援ファイルではなく教育支援計画となり、小学校から中学校に上がるときに、教育支援計画をつくっているお子様については、学校間で引き継ぎが行われているということになります。

(有川会長)

本間委員、よろしいでしょうか。

(本間委員)

それでは、特別支援学級に入学されるお子さんと、特別支援学校に入学されるお子さんに関しては、100パーセント作成されて、100パーセント提出がされているということでよろしいということですか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

はい。

(本間委員)

では、この数字は、そういう人数ということでよろしいということでしょうか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

あと、小学校で通常の学級に行く方でも、入学支援ファイルを渡す方がいます。

このような、全体的な中で配慮をお願いする際に、入学支援ファイルを渡している数を示しています。

(本間委員)

これは、提出された人数ということですか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

そうですね。学校に入学支援ファイルを渡した人数になります。

(本間委員)

ファイルを配った人数ではないということですね。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

そうですね。入学支援ファイルを配っている方はもっと多いです。

入学支援ファイルを学校へ出してない保護者もいます。

(本間委員)

人数はどのぐらいでしょうか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

就学相談会の参加者を全部総計すれば出ます。

就学相談会の参加者全員に渡しているのです、参加した方であればということで、ちょっと数がなくて申し訳ないです。

【後日確認結果】

入学支援ファイルの配布人数は、845人。

(本間委員)

はい、ありがとうございました。それでは中学校には、この入学支援ファイルは引き継ぎはされず、教育支援計画が引き継がれるということでしょうか。

(事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事)

そうです。教育支援計画と指導計画です。

(本間委員)

指導計画のほうに行くということなのですね。私たちが支援している中で、やはり生育歴とか、その方の背景や個別のニーズなどを探っていくときに、今の課題は何だろうと探っていくときに、幼少期のことがわかると、背景がものすごくわかるので、入学支援ファイルもとても重要な資料だなど、幼少時期のご本人さんの理解などで、今のこういう姿か

などというのを理解するのに、入学支援ファイルというのとはとても役に立つツールだなと思うので、引き継ぎなどにも役立てていただければ助かるなと思います。

（事務局：学校支援課特別支援教育推進班岡田指導主事）

保護者は入学支援ファイルの控えをずっと持っていると思うので、保護者のほうから、求めれば手に入るかもしれないです。

（有川会長）

はい、ありがとうございました。ほかいかがですか。はい、宇治委員。

（宇治委員）

宇治です。資料1の15ページになります。地域生活を支える人づくりというところで、精神保健福祉ボランティアの育成をずっとされているというところで、障がい者理解にもつながるということで、非常にありがたい講座だと思うですけれども、少しお聞かせください。

この27年、28年、29年と、ずっと南区に限って行われているというところの理由と、それから講座を受けたあと、そのボランティアさんがどんなふうに、どういう所につながっていて、どういうところに生かされているかというところが、具体的にわかったら教えていただけたらと思います。

（事務局：こころの健康センター溝井所長補佐）

こころの健康センターに、4月から所長補佐としてまいりました溝井と申します。よろしく申し上げます。

ただいまのご質問なのですが、南区への経過は、ちょっとわからないところではあるのですが、大変有意義な講座ということで、受けていただいて、展開していただいているというところで、その有効性というのは確かなものだということはお聞きしています。

その以前の経過というところは、今確認できなくて大変申し訳ございません。

【後日確認結果】

旧白根市から実施されていた「心の健康づくり講座（ボランティア講座）」が合併時、新潟市の事業として引き継がれた。

現在は南区健康福祉課が事務局となり、管内の精神科病院、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所の職員や民生委員等で構成される実行委員会で企画・運営を行っており、一般市民を対象とした公開講座のほか、研修会や交流会を実施している。

（宇治委員）

その後、その講座を受けた方々がどんなところにつながっているとか、その講座を受けた人たちが、どういう形で生かされているのかなというところがわかると、非常にいい講座だと思うので。

(事務局：こころの健康センター溝井所長補佐)

当センターのほうで、具体的なところ、特定の方などは、話は聞いてないところです。申し訳ございません。こちらのほうでまた。

【後日確認結果】

講座の受講生が2008年に結成した市民団体を経て、2016年にボランティア団体「NPO法人 南区たすけあい・ぼる」を立上げ、白根地区の商店街の一角で週3回、「心の居場所ぼるのにわ」を開いている。精神障がい者だけでなく高齢者等、障がいの有無に関わらず広く利用でき、交流の場や居場所になっている。

(宇治委員)

はい。せっかくなので、それで終わりになってしまうともったいないので、その方たちが、いい形で生かされて、地域でつながっていかれると、支えになっていってもらえるといいなと思います。

(事務局：こころの健康センター溝井所長補佐)

ありがとうございます。

(有川会長)

はい、ほかにいかがですか。はい、高井委員。

(高井委員)

精神障がいのピアカウンセラーについてお伺いします。

資料1の1ページ、施策の方向性というところで、中ほどより下のところ、「各区に配置しているピアカウンセラーの積極的な活用」というふうにあるのですが、私の勉強不足で申し訳ないのですが、配置されているという認識がなかったものですから、このところ聞かせてください。

(事務局：こころの健康センター溝井所長補佐)

ピアカウンセラーということですね、はい。こちらのほうも記載のとおりではあるのですが、大変申し訳ございません、また確認してお伝えしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(高井委員)

はい。関連して、このピアサポーターというくくりの認識が、もやもやしたままでいまして、こういった人たちを育成するという言葉も聞くんですね。

にいがた温もりの会では、そういった活動をしているわけなのですが、これは自発的にご本人がやっていこうというところで、とても一人の力では大変難しいところもたくさんあると思います。

そのところのお手伝いを、にいがた温もりの会などではしなくちゃいけないなど、日々思いながらいるのですが、今回の達成状況の中にもありますが、ピアカウンセラーに

よる啓発活動という言葉も出てきますが、ここのところの推進という部分で、誰がどんなふうに行っていくのかというところ、もしイメージがあったらお聞かせいただきたいと思っています。

(事務局：こころの健康センター溝井所長補佐)

なかなかぼんやりした部分があるということで、ご指摘のとおりのことがあるかと思われます。

また、役割が確かにさまざまなのは、どうしても出てくるかと思えます。

また、私どもが所管しているのは精神障がいですけれども、そこにつながる部分で、福祉分野、保健分野、またちょっと広がる部分もございまして、なかなか特定できるというのが難しいかと思えますが、適所で、またピアサポートの活動についても検討を進めているところではございますので、やっていきたいと思えます。

(高井委員)

ありがとうございます。

(有川会長)

はい、佐藤委員。

(佐藤委員)

今、高井委員のほうからありましたピアカウンセラーのことですが、私ども身体障がい者相談員、それから知的障がい者相談員、精神障がい者相談員というのが、新潟市にはございます。

そしてそれが、年に1度は研修をやるということになっているのですが、いつやるのか、どういうふうに進めるのか。

やはり私どもは、それを、相談員の質を高めることをきちんとやっていただかないと、そういう相談員がいたとしても、利用価値がないということで、どんどん縮小されていくという、またこれもおかしな現象があるわけです。

それで、障がい福祉課において、きちんとした計画を立てて、こういうスキルアップができるような状況をつくってほしいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

ピアカウンセラーという言葉で、こころの健康センターだけに話がいったのですが、まとめてお答えさせていただくと、今、佐藤委員がおっしゃったとおり、ピアカウンセラー、障がい者相談員ということで、本市は、身体障がい者相談員と知的障がい者相談員を、各区に配置しております。

すいません、精神につきましては、恐らく当課、各区というわけではないかと思えます。

佐藤委員がおっしゃった、知的障がい者と身体障がい者の相談員につきましては、各区と新潟市全区担当ということで、全部で64名ほどだったと思うのですが、配置していた

だいているところです。

佐藤委員のおっしゃった研修につきましては、毎年遅くなってすみませんが、昨年も10月ごろだったと思うのですが、なるべく早めに計画を出させていただいて、ご協力させていただきながら、身体と知的の相談員のピアカウンセラー様、相談員様の向上ということでは、今年もやらせていただきたいと思いますので、遅くなりましたけど、よろしく願いいたします。

(有川会長)

はい、よろしいでしょうか。はい、高井委員。

(高井委員)

精神の方がいらっしゃらない理由というのは、どんなことでしょうか。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

こちらでまずお答えできるのが、身体障がい者と知的障がい者の相談員については、法律で決まっています。

それで21大都市ということで、東京とか政令市を含めて、精神のほうも相談員という法律をつくってくれないかというのは、こころの健康センターも含めて、国へ要望はしているところです。

ということで、当然必要という部分はわかるのですが、設置義務がないといえますか、あとはいわゆる市単独100パーセント補助でということまではちょっと進んでないという現状です。

(高井委員)

わかりました。ご検討いただければありがたいです。

(有川会長)

はい、ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。はい、丸山委員。

(丸山委員)

2つほどちょっとお伺いしますけれども、資料2の、最後の5ですね。就労移行支援事業所数について。

ここのところの、3割以上達成の事業所が減少しているという事実、理由として、事業所の利用者数が減少している、というふうにご説明があったかと思いますが、それは理由にはなりませんね。率の話ですから。

利用者数が減ったからって、率が減るわけではないわけですね。だから、その辺の原因分析もあいまいすぎる。そんな原因分析をしているようでは、なかなか改善は進まないと僕は思います。

問題は、達成している所としない所というのは、はっきりしているのではないかと想定します。

達成している所はずっとするし、してない所はしてないとすれば、そこには何らかの事業所の運営なり、教育訓練なりの仕組み含めた、質的な差があるとしか思えないです。

そのところの本当の原因にメスを入れていかない限りは、結果は出てこないと思いますので、ぜひご検討お願いしたいというのが1つ、意見として言わさせていただきます。

それから、さっきと前後してしまいましたが、資料1の11ページの辺りのグループホームのところですが、これ私どもも、将来グループホームをと、ちょっと考えているという立場でお伺いしたいのですが、ここの最後のほうには、69棟で2,100万円という、これ1棟あたりにすると、割り算してみると、約30万円ぐらいになるのですか。

これは、どういう単位で考えればいいのですか。年間69棟に対する2,000万円の補助がなされたら、こういう意味なのでしょうか。

(事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長)

就労支援係の横野です。お世話になっております。

就労移行率3割以上の事業所の割合ということで、利用者数が減ったことが、直接の原因ではないというのは、おっしゃるとおりだと思います。

ただ、こちらの表の計算方法としまして、事業所の定員のうち、何割が就労したかといった計算になっていますので、その点で利用者数の減というのを、理由の1つとして挙げさせていただきました。

やはり、丸山委員がおっしゃるように、一番の要因は、それぞれの事業所の支援の質であると認識しておりますので、今後も研修の機会を、より拡充していきたいと考えております。

(丸山委員)

ありがとうございました。今、横野さんが言われたのは、まったくおかしな話じゃないのですが、すべての理由が、定員に対する割合だけの話じゃないということは、ぜひご認識いただければありがたいなというふうに思います。

2つ目のグループホームについては、いかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

グループホームの運営費補助のほうですけれども、結論からいうと、事業所ごとに運営体制が違うので異なるというのが結論なのですが、私の経験からいうと、大体割り返すところの方が平均になるので、年130万円ぐらいということになるのかなと思います。

(丸山委員)

130万にならないでしょう。単なる30万じゃないですか。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

そうですね、すいません、30万ということになります。

ただ、例えば配置人数が増えると、またそれがプラスとか、細かく補助の規定が決まっておりますので、そのような形となっております。

(丸山委員)

わかりました。かなりものによってばらついているという感じなんですね。

(事務局：障がい福祉課介護給付係杉本係長)

そうですね。

(丸山委員)

わかりました。最後に1ついいですか。

直接関係ないのですが、就労移行について、昨今の中央官庁のデータ、ていたらかな報道がされています。

2.3 パーセントの法定雇用率に対して、のきなみコンマ台でありながら、水増しでポンポンやっていると。

みっともない話ですけれども。今朝、中央行政のほうまでのデータは発表されていましたが、新潟市は幸か不幸か、今朝の段階では外れていました。近隣は全部引っ掛かっていたようだけれども。

新潟市としては、2.3 パーセントに対してどのぐらいの実績だったのか、お聞かせいただければありがたいと思います。

(福祉部三富部長)

今、テレビや新聞で報道されている、官公庁の法定雇用率の話だと理解していますが、新潟市役所の率については今回、厚生労働省から再度調べるように通達が出ていて、現在、採用担当課で、職員の中でどのぐらいなのか、再調査をしている最中で、まだそれは発表できていない、調査中ですので、ちょっとお答えを控えさせていただきます。

(丸山委員)

それはちょっと回答としておかしいと思うのは、今年だけではない、昨年もあり、その前もあり、何年か続いている話ですから、結果は出ているはずで、その数値がポンと出てこないこと自身が、問題ではないかと思います。

(福祉部三富部長)

再調査が入る前の段階でどうかということでしょうか。

(事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長)

新潟労働局から公表されております数字ですが、平成 29 年 6 月 1 日現在で、新潟市役所の市長部局、それから水道局、市民病院含めて、2.51 パーセント、それから新潟市教育委員会では 2.32 パーセントでした。

(丸山委員)

ありがとうございました。立派なものだと思います。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ほかいかがでしょうか。

私も実は今の最後の質問が、一番聞きたかったところでうずうずしていたのですが、今のところそういう数字にはなっていないということで、ほっといたしました。

ほかにいかがでしょうか。時間のほうもだいぶ過ぎておりますので、もし特になければ、次の話進めさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

はい、それでは、この辺りで議事1、2を終了させていただきます。

4. 報告事項

(有川会長)

続きまして、これより報告事項に移らせていただきます。報告事項の(1)「共生のまちづくり条例に係る周知状況等」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：障がい福祉課管理係羽賀係長)

障がい福祉課管理係長をしております、羽賀と申します。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

参考資料3、共生のまちづくり条例に係る周知状況等について、ご報告いたします。参考資料3をご覧ください。

はじめに、1「条例研修会等の実施」についてです。

平成28年4月に施行しました「障がいのある人もない人もともに生きるまちづくり条例」に関して、条例施行初年度から継続して研修会を実施しております。

当課職員と、障がい者基幹相談支援センター職員が分担しつつ、研修会を実施しており、イベント等でチラシ配布も合わせますと、合計73回実施し、延べ8,900人に対し、当該条例の内容について周知を図りました。

なお、今年度も引き続き実施しており、今年度はすでに12回以上、延べ800人に対して同様の研修会を行っております。

次に2「イベントでの周知啓発の実施」についてです。

西区ふれあいまつりや、「いのち・愛・人権」阿賀野展、12月の障がい者週間に合わせて実施した「まちなか障がい福祉フェス」などにおいて、周知啓発活動を実施しました。

次に3「障がい等を理由とした、差別相談対応」についてです。

昨年度1年間で、27件の相談に対応しました。これらについては、当課および障がい者基幹相談支援センターにおいて相談を受け付け、差別的な対応をしたと思われる相手方に対し、相談内容を伝えるとともに、助言等を行う調整活動を行いました。

相談内容は、普及啓発のために行っているものではありませんが、こうした1件1件の積み重ねも、障がい者差別解消に向けた取り組みとして、大変重要なものと考えております。

相談者の障がい種別の内訳を見ますと、身体障がいが一番多く、11件と、全体の41パーセントを占めます。次いで精神障がい7件、知的障がい・発達障がい4件ずつなど、ご覧のとおりとなっております。

なお、一番多い身体障がいの内訳としては、肢体不自由の方からの相談が一番多くなっております。

また、条例に基づき設置する条例推進会議については、今年度は2月に開催する予定です。

次のページ、裏面へお進みください。

共生のまちづくり条例に係る周知状況等について「ともにプロジェクト」を説明します。

本市では、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の目的である、共生社会の実現を目指して、平成29年度から「ともにプロジェクト」を立ち上げ、障がいのある人への理解を深める取り組みなどを行っております。

多くの方から障がいや障がいのある人への理解を深めていただくために、バス停への障がい者アートの設置や、大規模小売店のイベントにおける障がい福祉に関するブースの設置など、さまざまな取り組みを行っております。

その中で、現在進行中の「バスなか美術館」連節バスへの障がい者アートの展示について、ご説明します。

「バスなか美術館」は、4台の連節バスの広告スペースとモニターをすべて使用して、障がい者アートを展示し、障がいや障がいのある人への理解と促進を図ります。

連節バス4台の内部すべてを使用する取り組みは、接続バスが運行されてから、開始初となります。

今回の取り組みに至った経緯ですが、今年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が公布・施行され、また来年9月からは、新潟県で「国民文化祭」「全国障害者芸術・文化祭」が開催されます。2020年には、東京オリンピック・パラリンピックも開催されます。

本市においては、このような動きに先がけ、萬代橋ライン BRT の新潟駅前と市役所前のバスターミナルに、昨年度から障がい者アートを展示しています。

また、県庁東のバス停には、セコム上信越様が、昨年度から障がい者アートを展示しています。

その取り組みをさらに発展させるものとして、「まちごと美術館ことごと」様が、水と土の芸術祭の市民プロジェクトとして行う「MONA (the Museum of Niigata Art)」と、本市が推進する「ともにプロジェクト」のコラボレーションによる取り組みで、新潟交通様の協力を得て実施しています。

展示期間は先週の水曜日、8月22日から、水と土の芸術祭の最終日となる10月8日月曜ごろを予定しております。

展示するアートは、全部で18種類になります。

前後の車輛で展示するアートも異なりますので、ぜひ多くのアートをご覧いただきたいと思います。

なお、作家の方々には、アートの使用料の一部が還元されます。

参考に、次ページに「バスなか美術館」のチラシを添付いたしましたので、ご覧になってください。

今後も、障がいのある方が個性や能力を發揮できる場の創出と、それを通じた、障がいのある方への理解促進に向けて取り組んでいきます。

以上で、共生のまちづくり条例に係る周知状況等について、説明を終わります。

(有川会長)

はい、ありがとうございました。ただいまの事務局の説明に、何かご質問等ございますでしょうか。はい、片桐委員、お願いします。

(片桐委員)

片桐です。よろしく申し上げます。

今の共生のまちづくり条例に、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくりを目指

して一生懸命にやられていることは、大変いいことだと思うのですが、私が先回のお願いの中で、それと関係するかと思うのですが、ヘルプカードの推進というか、つくってほしいということがあったらということで、いろいろ調べてみました。

新潟市は、都道府県単位でやるので、新潟県の仕事ということで、12月ごろまでに、どういうふうにやるのか、そしてどういうのをつくるのかということを決めて、今年いっぱいヘルプカードをつくって、障がいのある人が住みよい町というかを感じることに、目標としています、という返事をもらいました。

そのときは、ものすごくヘルプカードで盛り上がっていたのですが、全然その後のそういうこと、目指す12月まで、どういうふうに仕事が進んでいるのかわかりませんので、何かわかることがあったら教えてください。

(片桐委員自身の鞆に付けたヘルプマークのストラップをお見せしながら)これが東京の都心の、駅でただで配っている東京都のカードなのです。

これを皆さんが、健常者も障がい者も理解して、私を助けてくださいという印というか、こういうのが欲しいです、ということをお県のほうに言ったら、12月までにはつくって皆さんに配布する予定だそうですので、その話は来ていますか。

(事務局：障がい福祉課管理係羽賀係長)

はい。新潟県から、今ヘルプカードについて考えているという話は伺っております。

本市も、新潟県と足並みをそろえながら、新潟県の動向を見ながら、今後考えていきたいと思っております。

(有川会長)

片桐委員、よろしいでしょうか。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

すいません、若干補足させていただきますけれど、今ほどお見せいただいたものは、一般的にはヘルプマークと呼ばれるもので、ヘルプマークとヘルプカードと、実は2種類ありまして、マークというのは今、片桐委員からお見せいただいた赤十字のマークみたいなもの、これを持っている方には、皆さん配慮しましょうという、一目でわかるようなもので、ヘルプカードというのは、イメージとしては、折りたたみになっていて、中に自分の身体の状態とかが書いてあるような、より詳しく書いてあって、普段は大体かばんの中とかにしまっていて、何かあったときに見ると、この人はこういう状況だから、こういうことをしなきゃいけないんだと。そういうもので2種類あるというふうに、私ども聞いております。

本市におきましては、ヘルプマークのほうは、東京都はそういう形で、ちょっとしっかりしたものを無料で配布をしているのですが、私どもはなるべく早く広めたいというのがありますし、お金という部分もあって、これを印刷して持っていてもらえれば、もうそれでヘルプマークとして使えますというものを、各区役所でチラシを配布したり、ホームページからも印刷して、自分で切り取って使えるように、ヘルプマークの配布というのを進めているというところでございます。

もう1点、ヘルプカードのほうにつきましては、新潟県で、年内中には何とかしたいということで考えていますというお話も伺っていますし、私どもでも、当然何らかの形でやっていきたいというのはあるのですが、市と県がバラバラな動きをするのもどうかなというのがありますので、新潟県の動きも見ながら、一緒になって進めていければなというふうに考えているというところがございます。

マークとカードということで、ごっちゃになりそうなのですが、2種類あるということ、2種類ともしっかりと進めていきたいとに考えております。

(片桐委員)

よろしくをお願いします。

(有川会長)

よろしいでしょうか。

新潟県と足並みというのも大事だと思いますが、せっかく「ともに生きる町」という、これ条例で掲げているのは、新潟県内でも新潟市が、リーダーとして引っ張ってきているわけなので、ぜひイニシアチブをとっていただいて、進めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。はい、富田委員。

(富田委員)

毎年、10月ぐらいだと思いますが、福祉まつりというのを新潟市でやっていたと思うのですが、今年はそれがなくなったとかで、毎年、手をつなぐ育成会でブースを出していたのですが、担当の者がすごく残念がっていたので、あともうずっとないのかなというのを聞きたいのですがいかがでしょうか。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

福祉まつりという、単体の形でのまつりの開催というのは、なかなか難しいかなというのがあるのですが、今年私どもは、6月に、イオン南のほうで、新潟市フェアという、新潟市全体のフェアをしたときに、当課としてブースを出店させていただきました。

そこで条例のチラシを配ったりですとか、ティッシュを配ったりですとか、PRをさせていただいたというようなこともございます。

ですので、それぞれの単体のイベントという形ではなくて、例えば区が開催するイベントですとかおまつりですとか、ほかの部署が開催するところに、一緒になってやっていこうということで、完全になくなるというわけではないのですが、形態を変えながらやっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

(富田委員)

ぜひ前もって教えていただければと思います。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

私どもいろいろやっているような催し物、こういうものがありますというのを全市で把

握をしながら、こちらでやっているものも提供しながら、一緒になってやっていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

(富田委員)

すいません、あともう1点、ちょっと戻ってしまいますが、ペアレントメンターという言葉が資料1のほうで、20ページ辺りに出ていたのですが、私も少し興味があって、研修会を受けようかなと思って、新潟だと新潟県発達障がい者支援センター「RISE(ライズ)」がやっているみたいなので、去年電話で聞いたところ、「今年は研修会ないんですよ」と言われて、今年度に入ってすぐまた問い合わせたんですけど、「いや、今年度もないんです」という話なので、ペアレントメンターの育成とかは、今はやってないんじゃないかなというところに疑問がありました。

あとペアレントメンターというのは乳幼児もすごく大事だと思うんですけど、やはり思春期前ですね、放課後等デイサービスとかが充実すると、学校と放課後等デイサービスと、それだけになってしまって、親が勉強しないという悪循環というのも生まれてきてしまっていて、そこもやはり補充していかないと駄目で、手をつなぐ育成会だと、私もそうですけど、もう一人強度行動障がい乗り越えた者がおりますので、そういった者と、そういうメンターの資格を取って、今困っている方にアドバイスできたらなと思っていますので、ぜひまた研修を復活させていただきたいと思います。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

お話のほうは今伺いさせていただきますして、私もすぐ現状がわからないので、現状を把握させていただきながら、担当する部署と相談していきたいと思えます。

(有川会長)

少し時間のほうも押しておりますので、特にこれを聞いておきたいという方おられましたら。よろしいでしょうか。

それでは報告事項を終了させていただきます。

5. その他

(有川会長)

次、その他ですけど、事務局からほかに何かございますでしょうか。

(事務局：障がい福祉課就労支援係横野係長)

就労支援係から3点お知らせでございます。

資料ナンバーをふっていないのですが、こちらのピンクのチラシをご覧ください。

まちなかほっとショップです。まちなかほっとショップは、市内24の障がい福祉施設で製作された授産製品を展示したり販売したりしている、共同販売窓口です。

NEXT21中央区役所3階の、健康福祉課の隣にあります。

昨年に引っ越ししてからは、雪室コーヒーマシンの販売も行っております。

テーブルも4つありまして、くつろげる場所となっております。ぜひご利用ください。

それから、カラーのパフレットをご覧ください。

年に1度開催している障がい者大運動会ですが、平成28年度は雨で中止、平成29年度は台風で中止となってしまったことから、実行委員会で検討した結果、今年度は東総合スポーツセンターの屋内で開催することとなりました。

競技種目は若干変更しましたが、パン食い競争など、障がいのある人もない人も、一緒に楽しめる内容となっております。

また、雨でも台風でも実施できますので、皆様のご参加をお待ちしております。

なお、内履きを持参してください。

それから最後に、こちらの白いチラシ、「障がい者働きたいフェア新潟」についてです。

就労移行支援の利用者様を増やす取り組みの一環としまして、現在福祉施設を利用していない方と、就労移行支援事業所の面談会を行います。

主な対象者は、特別支援学校や大学、専門学校 학생など、これから就職を目指す障がいのある方で、まだ福祉施設を知らないという方、それから教職員や医療機関の職員など、障がいのある方を支援している方々が対象となっております。

新潟市障がい者就業支援センター「こあサポート」、障害者就業・生活支援センター「らいふあっぷ」、新潟市発達障がい支援センター「JOIN(ジョイン)」など、相談支援機関が中心となって現在周知を行っております。

参加する就労移行支援事業所は、チラシの表面は当初応募があった14と書いてありますが、裏面の上のほうに記載のある、17事業所が参加します。

さまざまな事業所の特徴を1回で知ることができる機会ですので、皆様のお知り合いや関係団体で、この趣旨に当てはまる方がいらっしゃいましたら、ぜひご参加いただきたいと思います。以上です。

(事務局：障がい福祉課長浜課長)

もう1点、私から、特に資料はないんですけど、本当に今日貴重なご意見を多数いただきまして、ありがとうございました。

皆さんご承知かと思いますが、そろそろ私ども新潟市におきまして、来年度の予算編成に向けた作業というものが始まって、秋から冬にかけて本格化してまいります。

ご承知のとおり、昨年は、いろいろと新聞などでも財政の厳しさが報道されまして、事務事業点検をしっかりと、すべての事業について点検をしながら予算編成をしていくということで、本年度の予算を作成してきたわけでございますけれども、来年度につきましても、昨年度と同じように、しっかりと1つひとつの事務事業を点検して、限りある財源をより有効に、効率的に使おうということで、社会情勢とかを見ながら、事務事業の見直しを行うということになるかと思えます。

今日いただいたご意見など、重要なものにつきましては、当然お金をかけていくことが必要だと思いますし、これまでずっと長年やってきたものであっても、社会情勢が変わってきて、ちょっとどうだろうというものであれば、若干見直すようなことも考えていかなければいけないかなというふうに考えております。

その辺は私どものほうで、しっかりとこれまでのデータを分析しながら、また今日いただいたような意見を参考にしながら、予算編成の作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続きご理解、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

(有川会長)

それでは、報告事項等ありましたけれども、これは特に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、平成30年の第1回の審議会は、これで終了となります。委員の方々、それぞれのお立場で、日常の中でお考えのこと等ありましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙が配られているかと思えます。現状を踏まえた意見なり、あるいは提案について書いていただいて、提出いただけたらと思っております。

皆様には、お忙しいところ、長時間に渡り会議にご出席いただきまして、大変ありがとうございました。それでは、マイクのほうを事務局にお返ししたいと思います。

(司会：障がい福祉課佐藤課長補佐)

有川会長、長時間に渡りまして、議事進行いただき、ありがとうございます。

また、委員の皆様も、活発なご発言いただきまして、ありがとうございました。

駐車券ですけれども、無料処理をしてありますので、お帰りの際に受付の所でお受け取りください。

では、以上で、平成30年度第1回新潟市障がい者施策審議회를終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。